MCカード (MC JCBカード/MC DC VISAカード) 会員規約 一般条項

- 1. 会員とは、本規約を承認の上、株式会社宮崎信販(以下「当社」といいます。)が運営するクレジットカード取引システムに入会を申込み、 当社が入会を承認した方をいいます。 2. 当社は、入会申込者が次の各号の何れかの事由に該当する場合は入会
- をお断りします。 (1)暴力団・暴力団員・暴力団関係企業及びその団体に所属する者、又 2)反社会的勢力であることが判明したと
- 3. 会員には、本人会員と家族会員とがあります。 4. 家族会員とは、本人会員が代理人として指定した家族で、本規約を承 認の上、家族会員としての入会の申込みをされ、 方とします。本人会員は当社が家族会員用に発行するカード 「家族カード」といいます。」を、本規約に基づき本人会員の代理人として家族会員に利用させることができ、家族会員は、本規約に基づき本人会員の代理人として家族カードを利用できるものとします。尚、本人会員は家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消又 は無効等の消滅事由がある場合は、第20条1項の所定の方法により家 族会員による家族カードの利用の中止を届出るものとします。本人会 は、この届出以前に本代理権が消滅したことを当社に対して主張で
- 5. 家族会員による家族カードの利用は全て本人会員の代理人としての利 となります。当該家族カードの利用に基づく支払義務は、本人会員 が負担します。又本人会員は自ら本規約を遵守する他、善良なる管理 者の注意をもっ。 大学の注意をもったで家族会員に対し本規約を遵守される。 会員自らが本規約を遵守しなかったこと、又は家族会員が本規約を遵守しなかったことにより生じた当社の損害(家族カードの管理に関し インストラース (1975年) 「1975年 (1975年 (1975年) 「1975年 (1975年 (1975年) 「1975年 (1975年 (1975年) 「1975年 (1975年 (1975年) 「1975年 (1975年) 「1975年 (1975年 (1975年 (1975年) 「1975年 (1975年 (1975年 (1975年) 「1975年 (1975年 (1975年 (1975年) 「1975年 (1975年 (1975年
- お供会員は、当社が家族が一下の利用的各・利用がん等を挙入会員に対して通知することを予め承諾するものとします。
   子会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。
   第2条(カードの発行と管理、規約の承認)
   当社は、会員1名ごとに当社所定のデザインのクレジットカード(以下「カード」といいます。)を発行し、貸与します。カードの所有権は当場により、 生にあり、会員には善良なる管理者の注意をもって、カードを利用、
- 社にあり、会員には普良なる官理自の住屋でもつく、カーでおか、保管管理していただきます。 2. 会員は、当社よりカードを貸与されたときは、本規約承認の上、直ちにその署名欄に会員自身の署名をしていただきます。尚、カードの署名欄に署名がなされていない場合は、カードはご利用いただけません。会員が本規約を承認しない場合には、利用開始前に直ちにカードを切りませる。 断した上で当社に返却するものとします。
  3. カードは、カード上に会員名が表示された会員に限り利用でき、カー
- ド上に表示された名義人以外の者(以下「他人」といいます。)に、譲渡、貸与、又は担保に提供する等、カードの占有を第三者に移転することは一切できません。尚、当社が必要と認めてカードの返却を請求したときは、会員はこれに応じるものとします。

  4. 会員は、会員番号及びカードの有効期限についての情報を本人による
- ットカード取引システムの利用以外に他人に使用させることは 5. 前各項の何れかに違反してカードが利用された場合、そのために生ず
- る一切の支払いについては、全て会員の責任となります。 第3条(カードの有効期限)
- 1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード上に西暦で月 年の順に記載したその月の末日までとします。 2. 当社が引続き会員として適当と認める場合は、当社所定の時期に有効
- 期限を更新した新しいカードと会員規約を送付します。但し、当社が必要と認め、本人会員に通知したときは、カードの有効期限を繰上げることができるものとします。
  3. 会員は、新しいカードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を
- 会を除き、従前のカードは、直ちに会員の責任においてカードの磁気 ストライプ部分が切断されるような形で切断し、使用不能の状態にし て処分しなければなりません。尚、カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約 を適用するものとします。
- 第4条(年会費) 会員は、当社に対し、所定の時期に所定の年会費(消費税を含むものとし、 家族会員の登録がある場合は、家族会員のカードの年会費も含みます。)を支払うものとします。又、支払済年会費は脱会、又は会員資格の取消とな った場合においても返還しないものとします。尚、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書(請求書)の発行を省略することがあります。又年会費が当該時期に支払われなかった場合には、当社は、翌月以降に年会 の支払いを請求することがあります。
- 第5条(暗証番号) 第5条(暗証番号)
  1. 当社は、会員より申し出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。会員は、暗証番号が本人確認用の番号であることを認識し、「0000」「9999」及び生年月日、電話番号、自宅住所等から推測される番号以外の数字を選択し申し出するものとします。但し、会員からの申し出がない場合、又は会員から申し出のあった暗証番号について当社が不適切と判断した場合は、改めて会員へ暗証番号の登録又は変更の選択な行きとい
- は変更の通知を行うものとします。
  2. 登録された暗証番号が他人により使用された場合、そのために生じた 損害については会員の責任となります。但し、カード管理及び登録された暗証番号の管理において会員に責任がないと当社が認めた場合は、 ての限りではありません。尚、家族会員が本項に違反したことに基づいて、当社又はその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については当該家族会員自身も負担するものとします。
- 第6条 (カードの利用可能枠) ・ショッピング利用代金(日本国内、国外でのカード利用による商品、 権利の購入、役務の受領、通信販売、諸手数料等の利用代金を含みます。) の未決済合計額は、本人会員、家族会員の利用額を合計して当社が定 めた金額以内とし、この金額を「ショッピング利用可能枠」とします。 2. キャッシングサービスの利用可能枠(本人会員、家族会員の利用額を

合計して当社が認めた金額以内とし、この金額を「キャッシング利用可能枠」といいます。) は、本人会員の希望するキャッシング利用可能枠

- の範囲内で当社が定める金額とします。 ショッピング利用可能枠については、当社はカード利用状況その他の 事情を勘案して会員に通知することなく、これを増枠することができ、 (必要と認めた場合はこれを減枠することができるものとします。 し、増枠について本人会員から希望しないとの申し出があった場合は、 この限りではありません。又キャッシングサービス利用可能枠につい ては、当社はカードの利用状況その他の事情を勘案して必要と認めた 場合は、これを減枠することができるものとします。尚、キャッシングサービス利用可能枠の増枠は本人会員が希望し、且つ当社がこれを
- 不認した金額を上限とするものとします。 会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使 用してはならないものとします。又当社の承認を得ずに利用可能枠を 超えてカードを使用した場合は、利用可能枠を超えた金額を一括して
- 50におよれいんではよう。 会員が当社の発行、貸与する複数枚のカード(提携カードを含む。)を 保有する場合には、これらのカードのショッピング未決済残高及びキャッシング利用残高は、当社が別に定める「ショッピング利用可能枠」 及び「キャッシング利用可能枠」及び「キャッシング利用可能枠」の最も高い額以 は、これられた。ファートできないようでしまった。
- 当社は、割賦販売法に定める「包括支払可能見込額」を超えない範囲で、 ・ 当社は、剖風吸光なに足める「包括文払可能元と領」を超えない。 同法に定める「包括信用購入あっせん」に該当するカード取引(以下「割 賦取引」といいます。)の利用可能枠(以下「割賦取引利用可能枠」といいます。)を定める場合があります。割賦取引利用可能枠は、当社が発行する全てのクレジットカードに共通で適用されるものとします。会員は、2回払い、ボーナス払い、分割払い(ボーナス併用分割払い合 、リボルビング払い、及びその他の割賦取引において、本人会員及 び家族会員によるショッピング利用代金の未払債務の合計金額が 脈取引利用可能枠を超えてはならないものとします。又当社の承認を 得ずに割賦取引利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、利用可 能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。尚、当は、会員のカード利用状況及び信用状態等により必要と認めた場合に つでも割賦取引利用可能枠を増枠又は減額することが出来るものと

- を 会員は、カードを利用して、当社と契約している加盟店、当社が提携した クレジットカード会社、又は組織と契約している加盟店で商品・権利の購 ・サービスの提供を受けること(以下「カードショッピング) )ができます。又会員は、カードを利用して当社から金銭の借入れ(J ングサービス」といいます。)を受けることができます。この 会員は次条に定める付帯サービスを利用することができます。
- 3条(付帯サービス) へ、「Amin こう) 会員は、カードに付帯したサービス・特典(以下「付帯サービス」と ないます。)を利用することができ、会員が利用できる付帯サービス 及びその内容については、当社から会員に対し別途通知するものとし ます。尚、会員は付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合は、 それに従うものとします。 会員は、付帯サービスについて次のことを予め承知するものとします。
- 云貝は、下ボリーと人について人のことをすめか知りるものとしまり。 1)付帯サービスについて、会員への予告、又は通知なしに変更若しく は中止される場合があること。 会員が第18条1項各号の何れかに該当した場合、付帯サービスの利

## 第9条 (ご利用代金明細書 (請求書)・残高承認)

- 当社は、本人会員に対しカード利用によるカードショッピングの支払金、又はキャッシングサービスの支払金を請求するときは、予めカードご利用代金明細書(請求書)を本人会員の届出住所宛に送付します。 高、当社所定の手続きがとられた場合には、当社は、 用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電
- 尚、当社付定の手続きがとられた場合には、当社は、当該カードご利用代金明細書に代えて、電子の送信その他の電磁的な方できるいり当該カードご利用代金明細書の記載事項を提供することが認められるとします。但し、法令等により電磁的な方法とない場合はこの限りではありません。又年会費のみの請求の場合はない場合はこの限りではありません。又年会費のみの請求の場合はない場合はこの限別ではないことがあります。

  ・本人会員が前項のカードご利用代金明細書(電子メールの送信その他の電磁的な方法により前項のカードで到用用代金明細書の記載事項を担けるである記載事項をといるでは、現前には本人会員がこれを受信した時とします。)を受け取った後、1週間以内に異議の申立をしなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとみなされてよります。

- 、当社は、会員が本規約に基づきキャッシングサービスを利用した場合は、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「ご融資明細 (貸金業法第17条1項書面)」といいます。)を前条のカードご利用
- 、 、会明細書とは別に本人会員に交付します。 会員は、「ご融資明細書(貸金業法第17条1項書面)」を貸金業法第17 条6項、同法第18条3項に基づき、「マンスリーステートメント」(毎月1 日から当月末日における貸付・返済その他の取引状況を記載した書面) ことができることを承諾します。但し、会員は、当社に申し によりマンスリーステートメントによる書面受け取りの代替 を拒否できるものとします。 会員は、前各項について「貸金業法第17条1項書面」を貸金業法第17条
- 7項、同法第18条4項に基づき、電磁的方法により提供することを承諾します。但し、電磁的方法による通知については、会員の申し出により当社との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施 されるものとします。 第11条(お支払い)
- カードショッピングの利用代金及び手数料(以下「カードショッピン グの支払金」といいます。)並びにキャッシングサービスの融資金及び 以下併せて「キャッシングサービスの支払金」といいます の他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下これの を総称して「カード利用による支払金等」といいます。)は、会員が予め約定した当社の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法に め約定した当社の指定する金融機関の損金口座から口座振替の方法により金融機関ごとに予め定められた支払日(金融機関休業日の場合は翌営業日。以下「支払期日」といいます。)にお支払いいただきます。但し、支払期日に万一口座振替できない場合、又は事務上の都合により別途当社の定める方法にてお支払いいただく場合は、当社の支払期日以外の日にお支払いいただく場合があります。又金融機関の口座から口座振替の方法によりお支払いいただく場合において、本規約に基

- づく債務の支払いに係る口座と当社に対する他の債務の支払いに係る 口座とが同一のときは、当社は、これらの債務を合算した金額で金融 機関に対して口座振替の依頼をすることがあります。
- 2. 本人会員がキャッシングサービスの支払金を支払い、その支払いについて本人会員がキャッシングサービスの支払金を支払い、その支払いについて本人会員から領収書発行の請求があった場合、その他当社が指定する場合を除き、当社は領収書の発行はいたしません。 第12条 (日到計算の基金の去法) 第12条(日割計算の場合の方法)
- カードショッピング条項第36条及び第37条、キャッシングサービス条項第 45条及び第47条において日割による計算をするときは、当該年率を基礎と して、1年を365日(閏年は366日)とする日割計算を行います。 第13条 (利息制限法との関係)
- キャッシグサービスの利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を 超える場合は、超える部分について本人会員に支払義務はありません。
- 第14条(文私金等の允当順序) 会員は、お支払いいただいた金額が本規約及びその他の契約に基づき、当 社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、通知なく して、当社が適当と認める順序、方法により何れかの債務に充当しても異 議ないものとします。但し、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る充 当順序については、この限りではないものとします。 第15条(費用の負担) 第15条(費用の負担)
- 15条(質用の負担) ・印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要する費用並びに支払督 促申立費用、送達費用等法的措置に要する費用は、退会後といえども 全て会員の負担とします。但し、法令において利息とみなされる費用 については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場 合は、その超過分については会員の負担としません。
- 2. 会員は、会員が当社の提携する金融機関等の現金自動貸出機等 (CD・ ATM)でキャッシングサービスを利用した場合、当社所定のATM手数料を負担するものとしまう。(ATM手数料は、ご利用1回あたりの利用金額・返済金額が1万円以下の場合は105円、利用金額・返済金額 1万円を超える場合は210円とします。)
- 3. 会員の希望により、口座振替以外の方法でカード利用による支払金等を支払うときは、会員は送金手数料を負担するものとします。 会員は、会員が第11条1項に定める金融機関の預金口座から支払期日 に万一口座振替ができない場合において、会員の希望により当社が当該金融機関に再口座振替の依頼をした場合、当社所定の再振替手数料(法令で定められた範囲内の実費相当額)を負担するものとします。又振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料として送付回数1回に つき210円(消費税を含みます。)を負担するものとします。
- 会員は、カード利用による支払金等の支払遅延等により、会員の希望により当社が訪問したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき 1050円 (消費税を含みます。) を負担するものとします。
- 1,950円 (消費税を含みます。) を負担するものとします。 当社が会員に発行する書面の再発行手数料は会員の負担とします。 年会費等、会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、又 は公租公課(消費税等を含みます。) が増額される場合は、会員は当該 公租公課相当額、又は對け加額を負担するものとします。
- 第16条(カードの紛失・盗難・偽造等) 会員が、万一カードを紛失し、又は盗難にあったときは、速やかに当社指定の窓口に連絡の上、最寄りの警察署又は交番にその旨を届けるともに、当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。カードの紛生、次難の第2条に登りて、他にある。
- カードの紛失、盗難や第2条に違反して、他人にカードを使用させ、 又使用された場合には、その使用代金は、署名の有無に係らず会員の 負担とします。
- 3. 前1項の紛失、盗難届が出された場合には、会員は前項に係らず、会員は他人によるカードの使用により発生した損害について、次の各号の何れかにも該当しない限り免責されるものとします。(1)会員の故意又は重大な過失によって生じた場合。 (2)会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された
- る。 (3)第2条2項のカード署名欄に自署がない場合等、本規約に違反している状況において、紛失や盗難が生じた場合。 (4)戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場
- (5)前1項の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害の場合。 (6)カード利用の際、登録された暗証番号が使用された場合。 (7)会員が当社の請求する書類を提出しなかった場合、又は提出した書
- 類に不正の表示をした場合。 (8)会員がカードの紛失、盗難に関する事実、被害状況の調査の協力、 又は損害防止軽減のための努力をしなかった場合。 (9)その他、会員が当社の指示に従わなかった場合。
- 4.カードは紛失、盗難、毀損、減失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。会員は、当社所定の再発行手数料(法令で定められる範囲内の実費相当額)を負担するものとします。又家族会員の登録がある場合は、家族会員のカード再発行手数料についても負担するものと 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断し
- た場合、会員番号を変更の上、カードを再発行することができるものとし、会員は予めこれを承諾します。 こし、云貝は「めこれである」。 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、本人会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況の調査等に協力するものとします。但し、偽造カードの作出又は使用について会員に故意又は過失があるときは、その偽造カードの利用代金につい
- て本人会員が支払いの責を負うものとします。 第17条(期限の利益の喪失) 1. 本人会員は、次の何れかに該当したときは、カードキャッシング及びカードショッピングの未払債務全額について、当然に期限の利益を失
- い、当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。 (1)本人会員が2回払い、ボーナス一括払い、分割払い又はボーナス併用分割払い、リボルビング払いの支払いを延滞し、当社から20日以 上の相当な期間を定めて書面で催告を受けたにも関わらずその期限
- までに支払いがなかったとき。 (2)カードキャッシングの支払金の支払いを1回でも延滞したとき。(但し、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。) (3)1回払いのカードショッピングの支払金の支払を1回でも延滞した
- とき。 (4)2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払い又はボーナス併用分割払いであっても、割賦販売法に定める指定権利以外

き日に到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、前 項の住所・氏名等の変更の届出を行わなかったことについて会員にや の権利のカードショッピングの支払金の支払いを1回でも延滞した 5)会員が営業のために若しくは営業として締結した売買契約、サービ むを得ない事情があり、会員がこれを証明したときは、この限りでは る公員が音楽かんめに右しくは音楽として報報した光月英春の人契約、オートス提供契約(但し、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約(以下、これらの契約を総称して「業務提供誘引販売個人契約等」といいます。)に該当する場合を除きます。)となるカードショッピングの支払金の支払いを1回でも延滞したとき。

いものを除く。)の申立、又は滞納処分を受けたとき。

(4)本人会員の破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。

(5)会員がカードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、又は商品を質入れ、譲渡、賃貸し、当社のカードの所有権、又は商品の所

電視人に、最後、異真と、当はのカーでが有権を人間間が所有権を侵害する行為をしたとき。 (6)本人会員について債務整理のための和解、調停等の申立があったと

き、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達

(7)本人会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が

た場合は当該変更後の住所)宛に発送されたにも係らず、転居先不

に明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より25日間経過したとき(但し、通知が到達

しなかったことにつき正当な理由があり、本人会員がこれを証明したときを除きます。)。 次の何れかに該当したときは、本人会員は、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとしま

(1)会員の入会申込に際して、虚偽の申告があったとき。 (2)本人会員の経営する法人につき、破産手続開始、特別清算開始、会 社更生手続開始、民事再生手続開始の申立又は解散その他営業の廃

3)本規約以外の当社に対する金銭の支払債務を怠る等、本人会員の信

用状態が著しく悪化したとき。 (4)その他、会員が本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な

対を通知することがあります。 (1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明した場合。 (2)本人会員がカード利用による支払金等(第4条に定める年金費を含みます。) 当社に対する一切の債務のいづれかの履行を怠った場合。

(6)換金目的による商品購入等カード利用状況が適当でない又は不審で

あると当社が判断した場合。 (7)会員が現金化を目的として商品・サービスの購入にカードショッピング枠を利用した場合。

9)会員がカード利用に関し、当社に対し脅迫的な言動、又は暴力を用

いた場合。 (10)会員が当社に対し風説を流布・偽計、又は威力をもって当社の信頼

を毀損した場合。
(1)会員が当社の業務を妨害した場合。
会員は、前項の各号の何れかに該当した場合で、当社、又は加盟店からカードの返却を求められた時は、直ちに応じるものとします。

当社は、前1項何れかに該当しない場合でも、会員のカード利用が本規約に違反する場合、違反する恐れがある場合、その他不審な場合等にはカードの利用を断ることができるものとします。

4. 悪用被害を回避するために、当社が必要と認めた場合、会員はカード

第19条 (会員貨格の喪失)
1. 当社は、会員が第17条及び第18条 1 項の何れかに該当したときは、会員資格を喪失させることができるものとします。この場合、会員は当社に対して直ちにカードの返却を行うものとします。
2. 当社が会員に有効期限を更新した新しいカードを発行しないでカードの有効期限が経過したときは、会員資格を喪失したものとします。
第20条 (既合)

#20条(脱会)

1. 会員は、自己の都合により脱会するときは、当社宛所定の脱会届を提出する等の方法により脱会することができます。この場合、当社の脱会手続きの完了をもって脱会したものとします。

2. 本人会員が脱会した場合、家族会員も当然に脱会になるものとします。

3. 会員は、当社、又はサービス提携先が提供する付帯サービスについて、脱会した時点で利用できなくなることを予め承諾するものとします。

4. 前1.2 項の場合、直ちに当該カード及び当該カードに付帯するカード(ETCカード等)を当社へ返却していただくか、カードの磁気ストライプ部分及びICチップ部分を切断の上破棄していただきます。

5. 会員が脱会する場合は、第17条の「期限の利益の喪失」条項等に該当するときは、本用約に完めるませ期限に係らず、当社に対する一切の

・ 云貝が脱云する場合は、 第17年の 「朔岐の州軍の長天」 宋頃寺に該当するときは、 本規約に定める支払期限に係らず、当社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。 ・ 会員は、 脱会した後も、 そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責めを負うものとします。

第21条 (届出事項の変更)

1. 会員は、当社に届出た住所、氏名、勤務先、指定預金口座、メールアドレス等について変更があった場合には、速やかに当社に通知するとともに、所定の届出書、又は当社の定める方法により届出るものとし、

当社所定の手続きの完了をもって変更したものとします。 会員は、前項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの通知、 又は送付書類等が延着、又は不到着となっても、当社が通常到達すべ

選及となるとさ。 第18条 (カードの使用停止と返却) 1. 会員が次の各号の何れかに該当した場合、当社は会員に対して何ら通知、催促することなくカード利用停止、利用可能枠の変更等の処置をとることがあります。これらの処置とともに加盟店に当該カードの無

3)会員の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断した場合。

4会員が本規約の何れかに違反した場合。 5)その他当社が会員として不適格と判断した場合。

(8)会員が暴力団等反社会的勢力であると判明した場合。

替えに協力するものとします。

(8)当社からの書面による通知が申込書上の住所(住所変更届がなされ

- ないものとします。 当社が会員宛に発送した通知が、会員不在のため郵便局に留置された ときは、留置期間満了時に、又受領を拒絶したときは、受領拒絶時に、 会員に到達したものとみなします。但し、会員にやむを得ない事情が (6)(5)のほか割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合に該当 あり、会員がこれを証明したときは、この限りではないものとします。 (6)5)のはか割甌販元法第33余の3の60第1項各方に定める場合に該当するカードショッピングの支払金の支払いを1回でも延滞したとき。
  2. 次の何れかに該当したときは、本人会員は、1世紀期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
  (2)本人会員が自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。
  (3)本人会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分(但し、信用に関しなるのである。
  - 4. 会員と当社との間で本規約以外の契約がある場合において、会員が住所・氏名・勤務先(連絡先)等の変更を、本規約以外の契約について届出をした場合には、会員と当社との間の全ての契約について、変更の届出をしたものとみなすことがあります。
  - 人情報その他の情報により届出事項に変更があると合理的に判断し 場合、当該変更内容に係る届出があったものとして取扱うことがあり 会員は、当該取扱いについて異議ないものとします。
  - 第22条(住民票等の取得の承諾) 会員は、本申込に係る審査のため、若しくは途上与信管理に係る審査のた 若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、会員の任 民票・源泉徴収票・所得証明等を当社が取得し利用することを予め承諾す 第23条(収入証明書の提出)
  - 祝る深(秋水池の音が原出) 会員は、当社から源泉穀収票等の収入、又は収益その他資力を明らかにす る書面(以下「収入証明書」といいます。)の提供を求められることに関し fill(以下「水人証明音」といます。)の近底を求められることに関い 予め以下の内容について承諾するのとします。 会員は、収入証明書の提出を求められたときは、これに協力すること。 出された収入証明書の内容を当社が確認すること及び返済能力の調
  - ・提出を記りること。 ・提出を記り書は会員に返却できないこと。 ・収入証明書の提出にご協力いただけないとき、あるいは収入証明書の 提出にご協力いただけても当該書面の内容及び返済能力の調査結果に
  - 第24条(犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認の承諾) 会員は、申込みの際、当社から「犯罪による収益の移転防止に関する法律 (以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)」に基づき本人確認を求められる こ関して、予め以下の内容について承諾するものとします。 会員は、運転免許証等の公的証明書(以下「証明書」といいます。)、又

よっては、カード利用停止又は利用可能枠の変更を行う場合があるこ

- はその写しの提示・提出を求められた時は、これに協力すること。 当該証明書の内容を当社が確認すること及びその証明書に基づき本人 に関する記録簿を作成する
- 確認に関する記録簿を作成すること。 当社と本人確認に関する契約を締結した関連企業及び提携企業に対し て前号の情報を本人確認のために提供する場合があること。 当社は、犯罪収益移転防止法に基づき当社と提携する金融機関、郵政 官署、提携企業に対して本人確認業務を委託する場合があること。
- 会員から提出された証明書の写しは、犯罪収益移転防止法の定めによ 6. 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認が当社所定の期間内に完了しな
- い場合は、人会をお断りする場合があること。 第25条(反社会的勢力の排除)
- 1. 会員は、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても 該当しないことを確約するものとします。 ①暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む) が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するお それがある団体)
- 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって 暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、 又は暴力団もしくは暴力団員に対して資金、武器等の供給を行う等
- 暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するもの) ・全量の一般を主義を表する企業で暴力団に資金は関与している企業、 ・連構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金は開きます。 行う等暴力団へ維持省しくは運営に積極的に協力し、もしくは関与する企業又は業務の遂行等によって積極的に暴力団を利用し暴力団
- の維持もしくは運営に協力している企業) ⑤総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて 暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与
- 6社会運動等標ぼうゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し
- ◎ 性宏連動寺標はフコロ (社会連動もしくは政治店動を仮装し、または標はうして、不正な利益を求めて暴力団的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与えるのも)
   ⑦ 特殊知能暴力集団等 (前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人)
   ⑧ その他上記①~⑦に準ずるもの
- 2. 会員が1.項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社 は会員に対して、当該事項に関する報告を求めることができるものと し、会員は、当社から報告を求められた場合、当社に対し、合理的な 期間内に報告書を提出しなければならないものとします。 第26条 (貸付の契約に係る勧誘)
- 胃性の表析に感る動物を 当社が電話、郵便、電子メール等を用いて、貸付の契約に係る勧 ことに予め承諾するものとします。但し、会員は、当社に申し出 により貸付の契約に係る勧誘を拒否できるものとします。 第27条 (宣伝物等のご案内停止の申出) 会員は、当社から案内するキャッシングサービスの宣伝物、印刷物等について当社に申し出ることによって、会員の希望する期間、宣伝物、印刷物
- 程20本 (戦時や) 図見・幅 371 会員は、会員自身のカード利用の履歴等について、キャッシングサービス に係る帳簿につき、当社所定の手続きに基づき閲覧・謄写ができるものと します。閲覧・謄写場所は、当社の本社・営業所の窓口とします。尚、当 社会員若しくは本人会員の代理人と確認するため、運転を は、本人会員者しくは本人会員の代理人と確認するため、選帳を の身分証明書、又本人会員の代理人の場合は、委任状等の必要書類の提出 を求めるものとします。
- 第29条(カード利用代金債権の譲渡等の承諾) 本人会員は、当社が必要と認めた場合、当社が本人会員に対して有する債権を、取引金融機関(その関連会社を含む。)・特定目的会社・債権管理会

- 社等に譲渡すること、並びに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、及びこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、予め承諾するものとします。 第30条 (規約の変更)
- 第30宋(飛的の変史) 当社は、本規約を変更する場合は、当社から予め本人会員に変更内容を通 知(電磁的方法による通知を含みます。)、又は告知します。その後に、会 員がカードをご利用したときは、会員が変更事項、又は新会員規約を承認
  - 第31条(合意管轄裁判所) 本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何に係らず、会員の住所地・ 購入地、又は契約地、及び当社の本社・営業所を管轄する簡易裁判所又は 地方裁判所を合意管轄裁判所とします。
  - 第32条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用) 1. 日本国外でカードを利用する場合、その他当社が指定する場合及び現 在又は将来適用される諸法令、諸規則等により許可書、証明書、その 他の書類を必要とする場合は、当社の要求に応じ、これを提出し
  - これらの諸法令の定めるところに従い日本国外でのカード利用の制限 あるいは停止に応じていただくことがあります。 2. 当社は、当社の指定する国におけるカードの利用をいつでも中止又は 亭止することができます。

第33条 (準拠法) 本規約の有効性、解釈、履行の全ての事項については、外国為替及び外国 貿易法等を含め日本法に準拠するものとします。 第34条 (日本国外の利用代金の円への換算) 会員の日本国外におけるカードの利用は、所定の売上票又は伝票記載の外

貨額を株式会社ジェーシービー、(以下、「JCB」と称します。)又はVISA Worldwide Pte.Limited、(以下、「VISA」と称します。)の決済センターで 当社と提携するクレジットカード会社が立替した時点のJCB又はVISAの指 定する決済にトに日本国外の利用に伴う事務処理手数料を加算した換算レー トを円貨に換算の上、日本国内における支払い金と同様の方法でお支払い

## カードショッピング条項

第35条 (カードショッピングの利用方法)

- 会員は、カードを呈示し、所定の売上票等にカードと同一のご自身の 署名を行うことによって、物品等の購入並びにサービスの提供を受け ることができます。尚、売上票等への署名に代えて、加盟店に設置されている暗話番号を操作すること
- により同様のことができます。 当社と契約している加盟店及び当社が提携したクレジットカード会社 が加盟するJCB又はVISAに加盟する他のクレジットカード会社・金融機関と契約した日本国内・国外の提携会社の加盟店(以下「加盟店」 といいます。) で商品を購入すること及びサービスの提供を受けることができます。
- かできます。
  3. 前項の規定に係らず、通信販売等当社がカードの利用方法を別に定めた場合には、その方法によるものとします。この場合には必ずしもカードの呈示、署名等を要しません。
  4. 当社、又は提携クレジットカード会社・加盟店が特に定める利用金額、金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、カードショッピ
- ングの利用が制限され、又は利用ができない場合があります。又当社は、インターネット等による海外ギャンブル取引におけるカード利用 や換金を目的としたショッピング取引におけるカード利用等、会員のカード利用が適当でないと判断した場合には、カードの利用をお断りすることがあります。又カードの利用に際して、利用金額、商品・権利・サービスの種類によっては、当社の承認が必要となることがあります。この場合、加見店が当社に対して照会するものとし、会員はこれを予め承諾するよのにします。
- ます。この場合、加盟店が当性に対しく照本するものとし、 不見はこれを予め承諾するものとします。 会員は、カードショッピングの利用により生じた加盟店の会員に対する債権の任意な時期及び方法による譲渡について次の何れかの場合についても予め承諾するものとします。 又債権譲渡について加盟店・クレジットカード会社・金融機関等は会員への通知、又は承諾の請求を 省略するものとします。 (1)加盟店が当社に譲渡すること。
- ②加盟店が当社と提携したクレジットカード会社・金融機関等に譲渡 した債権をさらに当社に譲渡すること。 (3)加盟店がJCB又はVISAに加盟するクレジットカード会社・金融機関等に譲渡した債権をJCB又はVISAを通じ当社が提携するクレジット
- 等に譲渡した債権をICBXはVISAを連じ当社が提携するクレジットカード会社・金融機関等に譲渡し、更に当社に譲渡すること。
   会員は、前項の加盟店が立替払契約の場合、当社を通じて当社と提携したクレジットカード会社及びICB又はVISAに加盟するクレジットカード会社が、加盟店に対して立替払いすることを委託するものとします。
   会員は、当社が適当と認める場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として、会員が会員番号等の所定事項を事前に加盟店に登録する方法によりカードショッピングを利用することができます。この場合において、場合をの他の専力によって、
- 利用することができます。この場合にはカリカーショウを入るによりカーマーショウをあることができます。この場合において、退会その他の事由にある会員資格の喪失、会員番号の変更、その他当該登録力をに変更があったときは、会員は、加盟店に通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。但し、加盟店の要 請により当該変更情報等を当社が会員に代わって加盟店に通知するこ とを、会員は予め承諾するものとします。
- カードショッピングの利用のためにカードが加盟店に呈示され、又はカード情報が通知された際、カードの第三者による不正使用を防止す る目的のために、当該加盟店より確認の依頼を当社が受けた場合、当 社において会員の会員番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該カ ードショッピングの利用者が加盟店に届出た情報と会員が当社に届出 でいる個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があることを、会員は予め承諾するものとします。 当社は、第三者によるカードの不正使用を回避するため、当社が必要と認めた場合、加盟店に対し会員のショッピング利用時に本人確認の
- 調査を依頼することがあり、会員は調査に協力することを予め承諾す るものとします。 第36条(所有権留保に伴う特約) 会員は、カード利用により購入した商品の所有権は当社が前条5・6項に定める債権譲渡、又は立替払いしたことにより加盟店から当社に移転し、当該商品に係る債務の完済まで当社に留保されることを予め承諾するとともに次の事項を遵守するものとします。

- 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。 商品の所有権が第三者から侵害される恐れがある場合、速やかにその
- 旨を当社に連絡するとともに、当社が商品を所有していることを主張、
- 証明してての併除に多めること。 会員は、第17条により期限の利益を喪失した場合、当社は留保した所 有権に基づき商品等を引き取ることができ、その商品等については、 当社が決定した相当な価格で本規約に基づく未払債務の支払いに充当 することを予め承諾するもとします。尚、不足が生じたときは、会 員と当社の間で直ちに精算するものとします。 第37条 (カードショッピングの支払金の支払方法)
- 加盟店でのカードショッピングの支払金の支払方法は次の方法による ものとします。
- (1)カードショッピングの支払金の支払方法は、1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いのうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものと します。 (2)①11回払いの場合、ご利用代金を翌月に一括して支払うものとしま
- 2 回払いの場合、ご利用代金を翌月と翌々月に2分の1ずつ支払うものとします。但し、分割支払金の単位は100円とし、端数が発生した場合は、初回に算入して支払うものとします。
- 3分割払いの場合、カードショッピングの支払総額は、利用代金に 〈カードショッピングのご案内(別表)〉に記載する分割払手数料 を加算した金額となります。又分割支払金はカードショッピング の支払総額を支払回数で除した金額となります。但し、分割支払 金の単位は100円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。(但し、加盟店により分割払手数料が異なる場合があります。)
  ④ボーナス併用分割払いの場合、ボーナス支払月は、夏は6、7、8月、冬は12、1月とし最初に到来したボーナス月よりお支払いただきます。ボーナス併用回数は、支払回数5、6、10、12回払
- スポーナス支払月の加算総額は1回当たりのカード利用代金の50% 以内とし、ボーナス英払月の加算額は、1,000円単位で均等分割できる金額とします。)し、その金額を均等分割支払金に加算してお支払いいただきます。(但し、加盟店により分割払手数料が異なる場合があり、利用できる期間、 金額、選択できるボーナス支払月については、加盟店により制限
- ⑤ボーナスー括払いの場合、ボーナス支払月は、夏は6、7、8月、 冬は12、1月の何れかとし、お取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、ボーナス払い支払月に一括してお支払いいただき ます。(但し、加盟店によっては、利用できる期間、金額、選択できる支払月に制限があります。)
- きる支払月に制限があります。) ⑥リボルビング払いの場合、会員が当社所定の方式(A)元利定額返済 方式による支払コース(B)利用時残高スライド元利定額返済方式に よる支払コース(C)残高スライド元利定額返済方式による支払コー スのうちから選択した支払方式とします。尚、リボルビング払い の手数料は、毎月支払期日の翌日から翌月支払期日までのリボル ビング利用残高に対して年15.0%の割合の金額とします。但し、利 用日から最初に到来する支払期日までの期間は手数料計算の対象 としないものとします。
- としないものとします。 (A)元利定額返済方式の弁済金(毎月の支払金で手数料を含みます。) は、予め会員が指定し、当社が認めた支払コース(1万円から 10万円までの1万円単位。以下「支払コース」といいます。)の 金額とします。又、リボルビング払いのご利用残高と手数料の 会計金額が支払コースの金額未満の場合はその合計が弁済金となります。尚、手数料が支払コースの金額を超える場合は、手数料の全額をお支払いただきます。 (B)利用時残高スライド元利定額返済方式の弁済金(毎月の支払金で手数料を含みます。)は《カードショッピングのご案内(別表)》にませると
- に記載のとおり、リボルビング払いの最終利用時の月末の ルビング利用残高により算定されます。ただし、弁済金確定後 の利用分に関しては翌月以降の弁済金算定に反映されます。尚、 リボルビング払いのご利用残高と手数料の合計額が弁済金未満 の場合はその合計が弁済金になります。尚、手数料が弁済金を 超える場合は、手数料の全額をお支払いただきます。
- (C)残高スライド元利定額返済方式の弁済金 (毎月の支払金で手数 料を含みます。)は《カードショッピングのご案内 (別表)》に 記載のとおり、月末のリボルビング利用残高により算定されま す。ただし、弁済金確定後の利用分に関しては翌月以降の弁済 金算定に反映されます。尚、リボルビング払いのご利用残高と 手数料の合計額が弁済金未満の場合はその合計が弁済金になり 尚、手数料が弁済金を超える場合は、手数料の全額をお
- 又払いたにさまり。 (3)カードショッピングの支払金は、毎月末日に締切り、翌月から会員が登録した振替口座の金融機関と当社があらかじめ定めた振替日 (金融機関休業日の場合は翌営業日またボーナス一括払いの場合はそ の支払月の振替日) にお支払いいた 日本国内で、第35条に定める当社が提携するカード会社・金融機関等
- が契約する加盟店でカードショッピングを利用する場合は、支払い方法に制限があります。又日本国外でカードショッピングを利用した場 合は、原則として1回払いとなります
- 高、上記支払方法につき、事務上の都合により翌々月以降の約定日に お支払いいただくことがあります。 分割手数料及びリボルビング払い手数料は金融情勢等の変動により改 定させていただくことがあります。尚、一般条項前第29条の規定に係らず、当社から利率変更の通知をしたときは、通知したときにおけるリボルビング利用残高の全額に対しても改定後の利率が適用されるこ
- とを会員は予め承諾するものとします。 本人会員が、カードショッピングの支払金を遅滞したときは、支払期 日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率を乗じ
- た額の遅延損害金を支払うものとします。 (1)2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い及びボーナス一括払いでの商品、役務又は割賦販売法に定める指定権利に関する取引につ

- いて、当該分割支払金に対し年14.60%を乗じた額と、分割支払金の 残金全額に対し商事法定利率年6.00%を乗じた額のいずれか低い額。 (2)1回払い若しくはリボリビング払いの取引、又は2回払い、分割払 い、ボーナス作用分割払い及びボーナス一括払いであっても割賦販売法の適用のない取引については、当該支払金に対して年14.60%を
- 2. 本人会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完 (1)前1項(1)の取引については、分割支払金の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額。 (2)前1項(2)の取引については、カードショッピングの支払金の残金全
- 額に対し、年14.6%を乗じた額。 第39条(カードショッピングの支払金の繰上返済等)
- 1. カードショッピングの支払金を本規約に基づく債務の全部又は一部の 返済を本規約に定める約定返済期日の前に繰上げて支払る 「繰上返済」といいます。) について、本人会員は当社に対して事前に 連絡の上、当社の承認を得て行うものとします。尚、当社の承認にあ 当社が求めた場合には、本人会員は、書面の提出等当社所定の
- 本人会員は、前項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返 済方法、及び支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当 該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。本人会員が 指定することができる繰上返済の範囲及び返済方法は下表の通りです 土打土斗 写这绘画

	文払力法	返済軋囲	巡済力法
	分割払い	全額のみ	口座振込み、当社指定の窓口への持参
	リボルビング	全額	口座振込み、当社指定の窓口への持参
	払い	一部	口座振込み、当社指定の窓口への持参
3.	員への通知	なくして、	次の各号の何れかに当該する場合には、本人会 当社が当該支払いを当社所定の期日における返 の順序及び方法により、当社に対する何れの債

務(本規約以外の契約に基づく債務を含みます。)に充当し、又余剰金

- がある場合は口座振込み、若しくは郵便為替による返金等を、会員は 予め承諾するものとします。 (1)当社に対する事前の連絡、又は当社の承認なくして行なわれたとき。 (1)当社に対する事前の連絡、及び当社の承認があった場合であっても次に該当するとき。、 ①事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。 ②事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行なわれ
- んこさ。 ③事前の連絡の際に本人会員の指定に従い当社がお知らせした金額 と異なる金額の支払いが行なわれたとき。 会員が、カードショッピング約定支払額の支払いを履行し、且つ約定 支払期間の中途で残高を一括してお支払いただいたとき、会員は当社 所定の計算方法により算出された期限未到来の分割手数料の内、当社 所定の割合による金額の払い戻しを当社に請求できるものとします。
- 第40条(見本・カタログ等と提供内容の相違による売買契約の解除等) 会員は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、商品が引渡れ、又は提供された商品、サービスが見本・カタログ等と相違している。 が明らかな場合は、速やかに会員は加盟店に商品・権利の交換も サービスの内容変更を申し出るか、又は当該売買契約もしくはサービス提供契約の解除をすることができます。但し、本条にいう権利とは割賦販売法に定める指定権利に限ります。尚、売買契約・サービス提供契約を解除した場合は、会員は述やかに当社に対し、その旨を通知するものとします。
- 第41条 (支払停止の抗弁) 第41条 (支払停止の玩开)
  1. 本人会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・サービスについて、カードショッピングの支払金の支払いを停止することが出来ませた。個し、割賦販売が高います。 売法に定める指定権利以外の権利については、支払いを停止すること
- (1)商品の引き渡し、権利の移転、又はサービスの提供がなされないこと。 (2)商品・権利・サービスに瑕疵(欠陥)があること。 (3)その他商品・権利の販売又はサービスの提供について、加盟店に対
- して生じている事由があること。 2. 当社は、本人会員が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たと
- 当社は、本人会員が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続をとるものとします。
   会員は、前項の申し出をするときは、予め上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
   本人会員は、前2項の申し出をしたときは、速やかに前1項の事由を記載した書面(資料がある場合には添付していただきます。)を当社に提出するよう努めるものとします。又当社が前1項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
   前1項の規定に係らず、次の何れかの事由に該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。この関の鉛謙は面者において解決するものとします。
- の間の紛議は両者において解決するものとします。 (1売買契約、サービス提供契約が会員にとって商行為(但し、業務提供誘引販売個人契約等に該当する場合を除く)であるとき。 (2)上記(1)のほか割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合に該当するとき。
- 該当するとき。
  (3)会員の指定した支払方法が翌月1回払いのとき。
  (4)2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払いの場合で1回のカード利用に係る支払い総額が4万円に満たないとき。
  (5)リボルビング払いの場合で1回のカード利用に係る現金販売価格が3万8千円に満たないとき。
  (6)当社の承諾なしに、売買契約、サービス提供契約の合意解約(但し、法律上認められるものを除きます。)、加盟店に対するカードショッピングの支払金の支払い、その他当社の債権を侵害する行為をしたとき。
- こで。 (7)前1項の事由が会員の責に帰すべきとき、その他本人会員による支
- 払いの停止が信義に反すると認められるとき。 本人会員は、当社がカードショッピングの利用代金の残額から前1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除
- 後のカードショッピングの支払いを継続していただきます。 本条に定める支払停止の抗弁は、支払済の支払金の返還請求を認める ものではありません。

## ショッピング利用支払方法変更サービス・ ショッピングリボルビング払い事前登録サービス特系

この特約は「ショッピング利用支払方法変更サービス(通称あとからリボ・あとから分割サービス)」(以下「あとリボ・あと分割」という。)、又「ショッピングリボルビング払い事前登録サービス(通称「Pay Free」)」(以下、「ペイフリー」という。又両サービスを総称して「本サービス」という。)を登録した会員にのみ適用されます。尚、本サービスのご利用が出 来ないカードもあります。 第42条(サービス内容)

- 1. あとりボ・あと分割サービスは、会員がカード利用時に支払方法を 回払い、2回払い、ボーナス一括払いと指定したカードショッピン 利用代金について、カード利用後に、当該カードショッピング利用代金の支払方法を、リボルビング払い、又は3回払い以上の分割払いに 弘日(ボーナス一括払いを除き当初の初回支払日)を変更 リボルビング払い、又は分割払いに支払方法が変更可能なサービ
- スをいいます。 2. ペイフリーは、会員がカード利用前に予め申し出ることにより、申し 出以降に翌月1回払いと指定したカードショッピングの支払方法が以 後の利用からリボルビング払いとして、お支払いいただくサービスで

## 第43条(手数料の支払い・支払方法の変更等)

- 1. 本サービスの何れを利用した場合においても、当社は第42条の支払方 法変更の申し出を受け、当社が認めた場合に限り当該申し出を受けた 1回払い、2回払い、ボーナス一括払いのカードショッピング利用代 、又は申し出以降のカードショッピング1回払い、2回払い、ボー
- 金、スは甲じ山以降のカードンコッピング1回ねべ、2回ねぐ、カーナス一括払いについて支払方法変更の登録をします。
  2.前1項の登録がされた場合、会員は、カード会員規約のカードショッピング条項に定めるリボルビング払い、又は分割払いの手数料の規定に従い、当該カードショッピング利用代金に加えて、リボルビング払
- い手数料、又は分割払い手数料を当社にお支払いいただきます。 3. 前1項の登録がされた場合、以降の登録の取消・変更は出来ません。 4. 本サービスは、家族会員のカードショッピング利用分についても1~
- 3 項に従い利用することができます。 5 支払方法変更により、2 回払い、ボーナス払い、分割払い(ボーナス 併用分割払い含む。)リボルビング払い及びその他の割賦取引に変更し た場合は、割賦取引利用可能枠を超えてはならないものとします。 第44条 (その他)

第43条1項の支払方法変更の登録がされた場合は、登録書面の交付に代え 会員へのカードご利用代金明細の交付を持って同変更の書面交付とす

- 第45条(キャッシングサービスの利用方法) 1. 会員は、当社の定めるキャッシングサービスの利用可能枠の範囲内で 次の各号に定める所定の方法をとることにより、1万円単位で繰り返して、当社からキャッシングサービスを受けることができます。 (1)会員は、当社が提携している金融機関の現金自動貸出機等 (CD・ATM) にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の

- (2)その他当社が指定する方法によるもの。
  2. キャッシングサービスは、当社が認めた会員のみがそのサービスを受けることができます。但し、会員のお支払実績等を勘案し、当社は会員に通知することなく融資をお断りする場合があります。
  第46条(キャッシングサービスの支払金の支払方法)
  1. キャッシングサービスの融資金は、毎月末日に締切り、翌月から支払期日にキャッシングサービスの支払金を当社にお支払いいただきます。 2. キャッシングサービスの支払方法は翌月1回払いとリボルビング払い
- とします。 (1)翌月1回払いの場合、利息は融資金に対し、実質年率18.0%とし、ご利用日の翌日から返済日までの期間の利息を融資金に加算してお支
- (2)リボルビング払いの返済方法は、元本残高スライド定額返済方式
- (3)リボルビング払いの毎月のお支払額は、《キャッシングサービスのこ 案内(別表)》に定めた通り支払元金に利息を加算した金額とします。 (4)残高に利息を加算した金額が毎月のお支払額に満たない場合は、残 高及び利息をお支払いいただきます。
- (5)リボルビング払いの利息は、未決済残高に対して実質年率18.0%の割 合で、第1回目の返済の場合は、ご利用日の翌日から第1回返済日までの利息を計算した金額を、又第2回以降の返済の場合は、前回 返済日の翌日から今回返済日までの利息を計算した金額をお支払い
- 3. キャッシングサービスの利率は、金融情勢等の変動により改定させていただくことがあります。又一般条項前第30条の規定に係らず当社か ら利率変更の通知をした後は、変更後の利率が適用されるものとし、 利用残高の全額に対しても変更後の利率が適用されることに会員は予

### 第47条 (キャッシングサービスの支払金の繰上返済等)

- 1. キャッシングサービスの支払金を本規約に基づく債務の全部、又は一 部の返済を本規約に定める支払期日の前に繰上げて支払うこと (以下 「繰上返済」といいます。) について、本人会員は当社に対して事前に 連絡の上、当社の承認を得て行うものとします。尚、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、本人会員は、書面の提出等当社所定の 手続きをとるものとします。
- 2. 本人会員は、前項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、 返済方法及び支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該 支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。本人会員が指 定することができる繰上返済の範囲及び返済方法は下表のとおりです。

	返済軋囲		<b>必</b> 済力法	
1回払い	全額のみ	口成長スカ	业社化学の空口へのは会	
リボルビング払い	全額、一部	口座派及み、	当社指定の窓口への持参	

3. 当社に対する支払いが次の各号の何れかに該当する場合には、本人会 員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日における返

- 斉とみなし、当社所定の順序及び方法により、当社に対する何れの債 務(本規約以外の契約に基づく債務を含みます。)に充当し、又余剰金 がある場合は口座振込み、郵便為替による返金等をしても、会員は予 りからいなり。 い当社に対する事前の連絡、又は当社の承認なくして行なわれたとき。 い当社に対する事前の連絡、及び当社の承認があった場合であっても、 ①事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。
- 事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行なわれ
- (3事前の連絡の際に本人会員の指定に従い当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行なわれたとき。 第48条(遅延損害金)
- 会員がキャッシングサービスの支払金の支払いを遅滞したときは支払期 日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、又期限の利益を喪失 したときは、期限の利益喪失の日から完済に至るまでキャッシングサー ビスの未払債務(元本分)に対し、年20.0%を乗じた額の遅延損害金を

## ≪カードショッピングのご案内(別表)≫

## ◎回数指定払い ・支払回数 支払期間 宝質在家等

数指定払い 公回数、支	、 〔払期[	間、実質	<b>賃</b> 年率等							弁法	2回目お支払い 斉金	4,500円				
払	口	数	1回	2 回	3 回	5 回	6 回	10回	12回		手数料充当分		(14万5千5百)	円×15.0%×	30日÷365	5日
払 期	間	(ヵ月)	1	2	3	5	6	10	12		元本充当分	2,707円				
質 年	率	(%)	0	0	12.20	13.50	13.85	14.55	14.70		下弁済金は、 6 月26日	4.500円	(内手数料充	<b>当分け1910</b>	ш)	
格100円当りの	分割払手	数料(円)	0	0	2.04	3.40	4.08	6.80	8.16		7月26日		(同1.727円)	4月26日	4.500円	(同)
14	lei l	*4	1510	1이터	90년	0.41=1	201न	१८ जि	1		8月26日		(同 1,749円)	5月26日	4,500円	
払	口	数	15回	18回	20回	24回	30回	36回		9	9 月26日	4,500円	(同 1,714円)	6月26日	4,500円	(同
払 期	間	(ヵ月)	15	18	20	24	30	36		1	.0月26日	4,500円	(同 1,624円)	7月26日	4,500円	
質 年	率	(%)	14.85	14.90	14.95	14.95	14.90	14.80		1	1月26日	4,500円	(同 1,642円)	8月26日	4,500円	(同
格100円当りの	分割払手	数料(円)	10.20	12.24	13.60	16.32	20.40	24.48		1	2月26日	4,500円	(同 1,554円)	9月26日	4,500円	
-ナス併用分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります。					•		1月26日		(同 1,568円)	10月28日	4,500円					
- ナス併月	1分割?	払いのま	美質年率	は上記	こと異な	こる場合	かあり	ます。			2 月26日		(同 1,531円)	11月26日	4,500円	
払方法		利率			-	支払期間	<b></b> 目 ・ 同 3	Er .			3 月26日		(同1,348円)	12月26日	4,500円	
,14/1/14		137									4 月26日		(同 1,453円)	1月28日	4,500円	
					( etc. 12		日締切				5月26日		(同1,368円)	2月26日	4,500円	
指定払い	100	実質年		W 17 15		から毎			HII 17 ) 8		6月26日		(同 1,374円)	3月26日	4,500円	
111/61	12.2	12.20%~14.95%		95% ※口座振替登録の金融機関により支払期日が		7	7 月26日	4,500円	(同1,291円)	4月28日	4,500円	(同				

10.000円 (同1.355円)

10.000円 (同1.205円

10,000円 (同1,133円

10 000円 (同 987円

10,000円 (同 905円) 10,000円 (同 789円)

10 000円 (同 607円

10,000円 (同 552円)

10,000円 (同 418円)

4,500円 (同1,252円)

4.500円 (同 1.169円)

4.500円 (同 899円)

内手数料充当分 1,726円 (14万円×15.0%×30日÷365日)

5000円 (同1196円)

5000円 (同1098円)

5.000円 (同 866円)

5000円 (同 763円)

5,000円 (同 735円)

4,500円 (同1,172円) 7月26日

) 残高スライド元利定額返済方式

10.000円 (内手数料充当分は1.678円)

10 000円 (同 1 355円) 11月26日

5.000円 (同 1.205円) 12月26日

5,000円 (同1,111円) 2月26日

5,000円 (同 1,049円) 4 月26日

≪キャッシングサービスのご案内(別表)≫

残高スライド元本定額返済方式 (WITH-OUT)

返済方法

元利一括払い

残高スライド

元本定額返済方式

10 000円

10.000世

4.891 )利用時

4 500₽

10月26日

11月26日

12月26日

1月26日

2月26日

3月26日

4月26日

5月26日

6月26日

7月26日

8月26日

内手数料充当分

8月26日

9月26日

10月26日

11月26日

12月26日

1月26日

2月26日

内手数料充当分

以下弁済金は、

6月26日

7月26日

8月26日

9月26日

10月26日

11月26日

12月26日

1月26日

2月26日

3 月26日

4月26日

5月26日

6月26日

7月26日

8月26日

支払方法

1回払い

リボルビング払い

200,001円 ~ 500,000円

利率

実質年率

第1回目お支払い(4月26日)

内元本充当分 10,000円 第2回目お支払い(5月26日)

内元本充当分 8,274円

10 000円

3月26日

第1回目お支払い(4月

内元本充当分 4,500円

### ●分割払い返済例:100,000円(消費税込)の10回払いをご利用された場合

異なります。(26・27・28日のいずれか)

分割払手数料 100,000円 × (6.8円/100円) = 6,800円
支払総額
分割支払金(月々の支払金)106,800÷10回=10,680円
初回支払金 11.400円
2回目以降 10.600円を9回お支払いで完済となります。

### ◎リボルビング払い

※ボー

支払方法	利率	返済方法	支払期間・回数
		元利定額返済方式	
ボルビング払い	実質年率15.0%	利用時残高スライド 元利定額返済方式	毎月末日締切 (翌月から毎月支払期日)
		残高スライド 元利定額返済方式	※注

: 支払期間、支払回数は、利用残高及び返済方式に応じ、ご返済元金と利息を完済するまでの支払期間、支払回数となります。尚、ご利 可能枠の範囲内で繰り返しご利用される場合には、利用残高が変 ため、支払期間、支払回数も変更となります。又口座振替し 登録の金融機関によって支払期日が異なります。(26・27・28日のい

## (A)元利定額返済方式

1万円~10万円までのコースより選択し、当社が認めた額となります。 (B)利用時残高スライド元利定額返済方式

最終利用時の リボルビング 払い月末残高	10万円以下	100,001円~ 150,000円	150,001円~ 200,000円	200,001円~ 250,000円	250,001円~ 300,000円	以降残高が 50,000円
弁済金	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	9,000円	増える毎に 1,500円加算
・(C)残喜ス	・(C)残喜スライド元利完額返済方式					

(C)残高スライド元利定額返済方式						
リボルビング 払い月末残高	10万円以下	100,001円~ 200,000円	200,001円~ 300,000円	300,001円~ 400,000円	400,001円~ 500,000円	以降残高が 100,000円 増える気に
弁済金	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	100,000円 増える毎に 5,000円加算

### ●リボルビング払い返済例:各返済方式とも3月25日150,000円(消費税込) のご利用をされた場合 (A) 元利完額返済古式 1万田コーフの単今

(A) 尤特是俄达纳力式 1万门 2 八分前日
第1回目お支払い(4月26日)
弁済金 10,000円
内手数料充当分 0円
内元本充当分 10,000円
第2回目お支払い(5月26日)
弁済金 10,000円
内手数料充当分 1,726円 (14万円×15.0%×30日÷365日)
内元本充当分 8,274円
以下弁済金は、
6月26日 10,000円(内手数料充当分は1,678円)
7月26日 10,000円(同1,521円)
8月26日 10,000円 (同 1,464円)

## ※注:支払期間、支払回数は、利用残高及び返済方式に応じ、ご返済元金 と利息を完済するまでの支払期間、支払回数となります。尚、ご利 用可能枠の範囲内で繰り返し借入れる場合には、利用残高が変動す るため、支払期間、支払回数も変更となります。又口座振替に登録 の金融機関によって支払期日が異なります ≪返済例≫4月1日に500,000円のキャッシングサービスのご利用があった場合

第1回目(5月26日)お支払額33,561円

利息\_13,561円=500,000円×18.0%×55日÷365日

号 (同 310円)	返済兀金 20,000円
号 (同 180円)	貸付元金残高 500,000円-20,000円=480,000円
円(同 61円) で完済となります。	第 2 回目( 6 月26日)お支払額27,338円
寺残高スライド元利定額返済方式	利息 7,338円 = 480,000円×18.0%×31日÷365日
[26日]	返済元金 20,000円
日	貸付元金残高 480,000円 - 20,000円 = 460,000円
9 9 1326日) 9 9 (14万5千5百円×15.0%×30日÷365日)	第3回目(7月26日)お支払額26,805円 利息 6,805円=460,000円×18.0%×30日÷365日 返済元金 20,000円 貸付元金残高 460,000円-20,000円=440,000円
	※完済まで新たなキャッシングサービスのご利用がなかった場合 35ヶ月/35回目に元金10,000円と利息138円、合計10,138円で完済と

引 858円)

J 717円) J 647円)

467円)

4.500円 (同 258円

4,500円 (同 198円)

4,500円 (同 150円)

で完済となります。

5000円 (同 570円)

5.000円 (同 497円)

5000円 (同 398円)

5000円 (同 306円

5000円 (同 279円)

で完済となります。

1月26日 5.000円 (同 456円)

7月26日 5,000円 (同 93円)

毎月のお支払金額

10,000円+毎月の利息

20,000円+毎月の利息

4,500円 (同1,293円) 5月26日 4,500円 (同 301円)

6月26日

8月26日

4,500円 (同1,090円) 9月26日 4,500円 (同 94円)

10.000円 (同 1.521円) 9月26日 5.000円 (同 681円)

10,000円 (同 1,464円) 10月26日 5,000円 (同 605円)

3月26日

5,000円(同 902円) 5 月26日 5,000円(同 212円) 5,000円(同 946円) 6 月26日 5,000円(同 158円) 5月26日

5.000円 (同 842円) 8月26日 2,746円 (同 34円)

4,500円 (同1,083円) 10月26日 3,093円 (同 37円)

- 。(利息の総支払額は、118,819円となります。) ご利用残高が変動する為、支払期間・支払回数も変更となります。 ◎利息の計算方法は以下のとおりです。
- ○利息 = キャッシングサービス利用残高×利息(年率) ÷ 365日× ご利用日翌日から支払日までの日数 ≪リボルビング払い・ご利用後第1回支払い≫
- ○利息=キャッシングサービス利用残高×利息(年率)÷365日× ご利用日翌日から支払日までの日数 ≪リボルビング払い・ご利用後第2回支払い≫
- ○利息=キャッシングサービス利用残高×利息(年率)÷365日× 前月の支払日の翌日から支払月当月の支払日までの日数

## 《メディカルカード特約》

- 第1条 (用語の定義) 1. 本特約で特に定義されていない用語は、会員が承認済みのMCカード会 員規約 (以下「会員規約」といいます。) に定める語句の定義と同様とし 本特約に定めのない事項については、会員規約を準用するものとしま
- 第2条 (カードの名称) をカードは、当社が所定の方法によりMCカードの機能を有し、発行する もので、カード名称を「メディカルカード」と「メディカルドクターカード」

第3条(カード入会資格) 本カードはカード発行に関して業務提携する宮崎県医師会、宮崎県歯科 医師会、宮崎県薬剤師会と提携し、当社に申し込みを行い、当社が入会 を承認した方に発行するものとします。

第4条 (キャッシングサービスの支払金の支払方法)

メディカルドクターカードのリボルビング払いの毎月のお支払額は 前月末日のご利用残高を基準とし、下表に定める金額・融資利率に基 づき支払うものとする。

利用残高	毎月のお支払金額
200,000円以下	10,000円+利息
200,001円~500,000円	20,000円+利息
500,001円~1,000,000円	30,000円+利息
1,000,001円~2,000,000円	40,000円+利息

支払方法	利率	返済方法	支払期間・回数
1回払い	実質年率 9.60%~18.00%	元利一括払い	毎月末日締切 翌月26・27・28日 1回払い (最長58日~最短26日)
リボルビング払い	※カードによっ て異なります。	残高スライド 元本定額返済方式 (WITH – OUT)	毎月末日締切 翌月から毎月26・ 27・28日支払い) ※注

※注:支払期間、支払回数は、利用残高及び返済方式に応じ、ご返済元金 と利息を完済するまでの支払期間、支払回数となります。 同、ご利用可能枠の範囲内で繰り返し借入れる場合には、利用残高が変動す 支払期間、支払回数も変更となります。又口座振替に登録の 金融機関によって支払期日が異なります。

# **≪返済例≫**4月1日に2,000,000円のキャッシングサービスのご利用があった場合 (1年を365日とした場合) ※実質年率9.6% リボルビング払い

+毎月の利息	(1   2000  2 0   2   7   7   7   7   7   7   7   7   7
支払期間・回数	第1回目(5月26日)お支払額69,141円
毎月末日締切	ATM利用手数料 210円
翌月26・27・28日	利息 28,931円=2,000,000円×9.6%×55日÷365日
1回払い	元金 40,000円
(最長58日~最短26日)	残高 1,960,000円=2,000,000円-40,000円
毎月末日締切	第2回目(6月26日)お支払額55,980円
(翌月から毎月26・	利息 15,980円=1,960,000円×9.6%×31日÷365日
27・28日支払い)	元金 40,000円
※注	残高 1,920,000円=1,960,000円-40,000円

# 第3回目(7月26日)お支払額55,149円 利息 15,149円=1,960,000円×9.6%×30日÷365日

元金 40,000円 残高 1,880,000円 = 1,920,000円 - 40,000円

※完済まで新たなキャッシングサービスのご利用がなかった場合 76ヶ月/76回目に元金10,000円 利息81円 合計10,081円で完済とな

ります。(利息の総支払額は、477,922円となります。) ※完済まで新たなキャッシングサービスのご利用があった場合、利用残高が変動する為、支払期間・支払回数も変更となります。

## ◎利息の計算方法は会員規約記載の通りです。

# 第5条 (本特約の優先) 本特約の内容と会員規約の内容が相違する場合、本契約が優先して適用

## 《宮崎県学校生協カード特約》

- 第1条 (用語の定義) 1. 本特約で特に定義されていない用語は、会員が承認済みのMCカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)及び宮崎県学校生活協同組合会員証利用規約(以下「会員証利用規約」といいます。)に定める語句の定
- 2. 本特約に定めのない事項については、会員規約及び会員証利用規約を 第2条 (カードの名称)
- 本カードは、当社が所定の方法によりMCカードの機能を有し、発行するもので、カード名称を「宮崎県学校生協カード」とします。 第3条(カード入会資格
- 本カードはカード発行に関して業務提携する宮崎県学校生協協同組合の 入会資格を有する方が、当社に申し込みを行い、当社が入会を承認した

# 別に光行するものとします。 第4条(キャッシングサービスの支払金の支払方法) 1. リボルビング払いの毎月のお支払額は、前月末日のご利用残高を基準

とし、下表に定める金額・融資利率に基づき支払うものとする。

キャッシング利用残高			毎月のお支払金額		1
0,000円以下			10,000円+毎月の利息		
0,001円~500,000円			20,000円+毎月の利息		L
支払方法	利率	返済方法		支払期間・回数	*
1回払い	実質年率	π	利一括払い	毎月末日締切 翌月26・27・28日 1回払い (最長58日~最短26日)	
ジルビング払い	8.80%~18.0%	元本	高スライド 定額返済方式 ITH – OUT)	毎月末日締切 (翌月から毎月26・ 27・28日支払い) ※注	« _

※注:支払期間、支払回数は、利用残高及び返済方式に応じ、ご返済元金と利息を完済するまでの支払期間、支払回数となります。尚、ご利用可能枠の範囲内で繰り返し借入れる場合には、利用残高が変動す る為、支払期間、支払回数も変更となります。又口座振替に登録の 金融機関によって支払期日が異なります。

### ≪返済例≫4月1日に500,000円のキャッシングサービスのご利用があった場合 (1年を365日とした場合) ※実質年率8.8% リボルビング払い

M利用手数料 210円
₹. 6,630円=500,000円×8.8%×55日÷365日
20,000円
· 480,000円 = 500,000円 - 20,000円
回目(6月26日)お支払額23,587円
! 3,587円=480,000円×8.8%×31日÷365日
20,000円
T 1000 001 = T1000 001

460,000円 = 480,000円 -20,000円

第3回目(7月26日)お支払額23,327円 利息 3,327円=460,000円×8.8%×30日÷365日 20 000円

第1回目(5月26日)お支払額26840円

残高440,000円=460,000円-20,000円 ※完済まで新たなキャッシングサービスのご利用がなかった場合

35ヶ月/35回目に元金10,000円 利息69円 合計10,069円で完済となります。(利息の総支払額は 58,050円となります。) ※完済まで新たなキャッシングサービスのご利用があった場合、ご 利用残高が変動する為、支払期間・支払回数も変更となります。

◎利息の計算方法は会員規約記載の通りです。

## 《鹿児島県学校生協カード特約》

第1条 (用語の定義) 11本 (内間の足数) 1. 本特約で特に定義されていない用語は、会員が承認済みのMCカード会 員規約(以下「会員規約」といいます。)及び鹿児島県学校生活協同組合 組合員証利用規約(以下「利用規約」といいます。)に定める語句の定義

2. 本特約に定めのない事項については、会員規約又は利用規約を準用す るものとします。 第2条 (カードの名称)

本カードは、当社が所定の方法によりMCカードの機能を有し、発行する

もので、カード名称を「鹿児島県学校生協カード」とします。 第3条(カード入会資格)

本カードはカード発行に関して業務提携する鹿児島県学校生活協同組合 の入会資格を有する方が、当社に申し込みを行い、当社が入会を承認した方に発行するものとします。 第4条(本特約の優先)

本特約の内容と会員規約の内容が相違する場合、本契約が優先して適用 されるものとします。

## 《宮崎県職員互助会カード特約》

- 第1条 (用語の定義)
  1. 本特約で特に定義されていない用語は、会員が承認済みのMCカード会員規約 (以下「会員規約」といいます。)及び宮崎県職員互助会物資カー
- ド事業運営要綱に定める語句の定義と同様とします。 2. 本特約に定めのない事項については、会員規約又は宮崎県職員互助会物資カード事業運営要綱を準用するものとします。 第2条(カードの名称)
- 本カードは、当社が所定の方法によりMCカードの機能を有し、発行する もので、カード名称を「宮崎県職員互助会カード」とします。 第3条 (カード入会資格)
- 本カードはカード発行に関して業務提携する宮崎県職員互助会の入会資 格を有する方が、当社に申し込みを行い、当社が入会を承認した方に発
- 119のものとしょり。 第4条(キャッシングサービスの支払金の支払方法) 1. リボルビング払いの毎月のお支払額は、前月末日のご利用残高を基準 とし、下表に定める金額・融資利率に基づき支払うものとする。 キャッシング利用残高

11/	<ul> <li>/ 13/13/2(10)</li> </ul>	PG-/3 *.	母/10/40人以业版		
200,000円以下		10,000円+毎月	10,000円+毎月の利息		
200,001円~500	0,000円	20,000円+毎月	20,000円+毎月の利息		
支払方法	利率	返済方法	支払期間・回数		
1回払い	実質年率 15.00%	元利一括払い	毎月末日締切 翌月26・27・28日 1回払い (最長58日~最短26日)		
リボルビング払い		残高スライド 元本定額返済方式 (WITH – OUT)	毎月末日締切 (翌月から毎月26・ 27・28日支払い) ※注		

※注:支払期間、支払回数は、利用残高及び返済方式に応じ、ご返済元金 と利息を完済するまでの支払期間、支払回数となります。高、ごのは、一角のでは、利用残高が変動する場合には、利用残高が変動する。 る為、支払期間、支払回数も変更となります。又口座振替に登録の 金融機関によって支払期日が異なります。

# ≪返済例≫4月1日に500,000円のキャッシングサービスのご利用があった場合 (1年を365日とした場合) ※実質年率15.0% リボルビング払い

第1回目(5月26)お支払額31,511円 ATM利用手数料 210円 利息 11,301円=500,000円×15.0%×55日÷365日

残高 480,000円=500,000円-20,000円

第2回目(6月26日)お支払額26.115円 利息 6,115円=480,000円×15.0%×31日÷365日

残高 460,000円 = 480,000円 - 20,000円 第3回目(7月26日) お支払額25,671円 利息 5,671円=460,000円×15.0%×30日÷365日

残高 440,000円 = 460,000円 - 20,000円 ※完済まで新たなキャッシングサービスのご利用がなかった場合 35ヶ月/35回目に元金10,000円 利息118円 合計10,118円で完済と

なります。(利息の総支払額は 98,960円となります。) ※完済まで新たなキャッシングサービスのご利用があった場合、利用残高が変動する為、支払期間・支払回数も変更となります。

◎利息の計算方法は会員規約記載の通りです。

## 第1条 (用語の定義)

1. 本特約で特に定義されていない用語は、会員が承認済みのMCカード会 員規約(以下「会員規約」といいます。)に定める語句の定義と同様とし

本特約に定めのない事項については、会員規約を準用するものとします。 2. 平付利にためいなくまるにより、エステントの名称) 第2条(カードの名称) 本カードは、当社が所定の方法によりMCカードの機能を有し、発行する もので、カード名称を「エクセレントカード」とします。

第3条(カード入会資格) 本カードは当社が定めた指定企業又はカード発行事業に関して業務提携 する企業、組合、協会等の入会資格を有する方が、当社に申し込みを行 い、当社が入会を承認した方に発行するものとします。

第4条 (本特約の優先) 本特約の内容と会員規約の内容が相違する場合、本契約が優先して適用

## 《フィオーレカード特約》

第1条 (用語の定義) 本特約で特に定義されていない用語は、会員が承認済みのMCカード会 員規約(以下「会員規約」といいます。)に定める語句の定義と同様とし

本特約に定めのない事項については、会員規約を準用するものとします。 本カードは、当社が所定の方法によりMCカードの機能を有し、発行するも - ド名称を[フィオーレカード]とします。

本カードはカード発行に関して業務提携するメディカルフィットネスフィ オーレの入会資格を有する方が、当社に申し込みを行い、当社が入会を承 習した方に発行するものとします。 14条(木味虹の原生)

本特約の内容と会員規約の内容が相違する場合、本契約が優先して適用さ 第8条 (交換レート)

### 《スクラムカード特約》

・深(用語の定義) 本特約で特に定義されていない用語は、会員が承認済みのMCカード会 員規約(以下「会員規約」といいます。)に定める語句の定義と同様とし

2. 本特約に定めのない事項については、会員規約を準用するものとします。

本カードは、カード発行事業に関して別途定める業務提携契約(以下「提携契約といいます。)を締結した加盟店(以下「加盟店」といいます。)と当社が所定の方法によりMCカードの機能を有し、発行するもので、カード名称 スクラムカード とします。 第3条(カード入会資格)

本カードは当社に申し込みを行い、当社が入会を承認した方(以下「会員」 いいます。)に発行するものとします。 第4条(個人情報の提供と利用)

加盟店に以下の目的で相互に提供し利用すること提供利用するこ 当社又は加盟店は個人情報の提供、利用にあたっては、個人情報保

宮崎信販が加盟店に提供する個人情報と利用目的 D本カード会員番号と有効期限 ②本カードの利用情報(信用情報を除く)

本カードに付帯する会員向けサービスの案内

会員管理 ④加盟店の宣伝物・印刷物の送付及び電話等による営業案内第5条(本特約の優先)

MCポイントプレゼント利用規定

き1ポイントを本人会員等に付与します。これを基本ポイントといいます。 ポイント付与の対象は、カードショッピング利用代金とし、キャッシング利

のショッピング利用代金と合算し本人会員にポイントを付与します

全てのショッピング利用代金を合算し法人会員にポイントを付与します。 本人会員等が、ショッピング利用代金を取消した場合やショッピング 利用代金に増減が生じた場合には、これに応じてポイントも増減する

4. 法人カードのカード使用者のショッピング利用代金については、

本特約の内容と会員規約の内容が相違する場合、本契約が優先して適用さ - 3000 | 会初年度はショッピング利用代金の集計期間が1年未満となります。

平成20年3月までのカードご利用代金明細書に印字して発行したポイント (旧ポイント)は、会員が当社窓口に持参するか、または、郵送により新ポイントに移行できます。但し、移行したポイントは移行した月から3年間

り貸与された個人カードの本人会員及び法人カードの法人会員をいいます) に対して付与するポイントシステム「MCポイントプレゼント」の内容及び 会員が本サービスを受けるための条件等について定めたものです。 本人会員等は、付与されたポイントにかかる権利を第三者に譲渡等できな 第2条 (ポイントの付与) 会員のカードショッピング利用代金合計500円 (500円未満切り捨て) につ 第14条 (権利の喪失)

ト及びポイント交換の権利を喪失させることができるものと 本カードの退会、会員資格取消等、本カードの会員資格を喪失した場合 当社に対する債務の履行を怠った場合

t金、カード年会費、分割払手数料等はポイント付与の対象外とします。 ポイントは、カードご利用代金明細書に新規に表示されたショッピング 利用代金を合計し、新規に表示された請求月に本人会員等に付与します。 ポイントは、カードごとに付与します。 個人カードの家族会員のショッピング利用代金については、本人会員

止、変更する旨を当社ホームページ上にて告知するか、または、本人会に通知するものとし、本サービスは、当該告知、または、通知する期日 ともって終了、中止、変更されるものとします。また、本サービスの終了、 中止、変更により会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わ

〒880-8605 本社/宮崎市高千穂通1丁目3番30号

TEL/0985-28-2511 (代表)

登録番号/九州経済産業局長 九州(包)第20号

株式会社宮崎信販が契約する貸金業にかかる指定紛争解決機関

宮崎県知事(10)第 00347 号

日本貸金業協会会員/第 000672 号

ホームページアドレス/http://www.miyazaki-shinpan.co.jp

についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟

トの有効期限は付与した月から3年間(36ヵ月)とし、有効期限がたポイントから1ヵ月単位で順次失効します。

ですしたボイントの通知が確認) ポイントの通知・確認) ポイントの内容は、カードご利用代金明細書(請求明細書)で通知します。 また、当社への電話、当社ホームページ(所定の方法が必要です)、当社窓 コにてポイントの確認を行うことができます。 5条 (ポイント内容)

ーナス~当月特別に付与するボーナスポイン

- 次回ポイントの有効期限が終了する日とポイント数、(ポイント数は

ができます。会員はポイント交換を希望する場合、当社所定の方法により 当社あて申し込むものとします。 本人会員等が自己の名義で複数のカードを保有する場合、カードごと

の交換可能ポイントを合算したポイント数が本人会員等の交換可能ポ ) - しょりょう。 ] 一名義の個人カードと法人カードの交換可能ポイントは合算して交 !できないものとします。

商品と交換したポイントは、有効期限が先に到来するポイントから減

4. 会員から申し込みにより当社が交換を受け付けた後のポイントは、受付の解除、変更、ポイントの返還等はできないものとします。 第7条(交換申し込み方法)

第7条(父撰中し込み方法) 会員によるポイント交換の申し込みは、当社への電話、当社ホームページ (所定の方法が必要です)、または、カードご利用代金明細書裏面の応募用 紙による郵送、当社窓口への持参で申し込みできるものとします。但し、 デパートコーナーは商品券引換券のみの申し込みとします。

交換可能ポイント250ポイントで500円分の商品券引換券、または、500ポイ

第9条(交換により提供する商品) ポイント交換により提供する商品は、商品券引換券、JCBギフトカード、図書カード、クオカードの4種類とします。商品券引換券は、商品券1枚

引換券 (500円分)、商品券 4 枚引換券 (2.000円分)、商品券 8 枚引換券 (4.000円分) の 3 種類とし、JCBギフトカード、図書カード、クオカードは、それぞれ1,000円券とします。商品券引換券は、宮崎山形屋、ボンベルタ橋、 都城大丸、ジャスコ延岡ニューシティ店、ジャスコ目向店の引換所にて れぞれの店舗の商品券と引き換えすることができます。 第10条 (商品の提供方法)

商品の提供は郵送で行います。また、当社窓口では直接引き渡しします。 商品の送付先はカードご利用代金明細書の送付先とし、発送日、時間等の 定はできません。商品が1万円分未満の場合は普通郵便で送付し、1万 たはくさません。同間が1カ7カネ禍の場合 分以上の場合は配達記録郵便で送付します。 11条(優遇制度・ステージアップ)

年度(4月から翌年3月)のショッピング利用代金を集計し、集計した計金額に応じて翌年度(4月から翌年3月)の基本ポイントに対する加率を決定し、ボーナスボイントとして付与します。 年間売上金額合計と加算率

~ 30万円未満 ~ 50万円未満 ~ 100万円未満

1. 加算率は当月の基本ポイントに乗じられ、小数点以下は切り捨てとし 優遇制度の対象は基本ポイントのみとしキャンペーンのポイントや特

定のポイント (ボーナスポイント) は対象外とします。 優遇制度で付与したポイントはカードご利用代金明細書のボーナス欄

優遇制度は、カードごとに適用します。 利用加盟店からの売上票 (売上データ) 到着時期により、利用した年

度中のショッピング利用代金に集計されない場合があります。 第1条 (本規定) 本規定は、MCカード会員規約に付帯して、当社が会員 (「会員」とは、本 カードを当社より貸与された個人カードの本人会員及び家族会員、ならび 第12条(旧ポイントの移行) た法人カードの法人会員及びカード利用者をいいます)のカードショッピ ・送人カードの法人会員及びカード利用者をいいます)のカードショッピ ・グ利用代金に応じて本人会員等(「本人会員等」とは、本カードを当社よ

の有効期限がつきます 第13条(ポイントの譲渡禁止)

2. 当社に対する資務の履行を思うた場合 3. 本規定、または、会員規約に違反した場合 第15条(ポイントサービスの終了、中止、変更等) 当社は、いつでも本サービスを終了、中止、変更できるものとし、本人会員はあらかじめこの旨を承認するものとします。この場合、当社は終了

店にご連絡ください。 本規約についてのお問い合わせ、ご相談及び支払停止の抗弁に関する 書面については、下記株式会社宮崎信販におたずねください。

のにします。 利用加盟店からの売上票(売上データ)到着時期によるカード利用代金の請求月のずれにより、ポイント付与月にずれが生じる場合や本規定に定める優遇制度の対象外になる場合があります。 株式会社 宮崎信販

・ントの内容は下記のとおりとし、カードご利用代金明細書に表示します。 当月獲得~当月付与したポイント(基本ポイント)

(5) に含まれます) 第6条 (ポイント交換) 会員は、商品交換に有効なポイントを当社が提供する商品と交換すること

所在地 〒108-0074 東京都港区高輪 3 − 19 − 15 電 話 03-5739-3861

名 称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター